

平成29年度 斜里福祉会事業計画

I. まえがき

- 平成27年度における介護報酬の大幅な減額、自立支援給付費の実質的な減額の実施は、北海道内の3分の1の特養が赤字決算となる状況を招き、平成28年度もその実態に変わりがないと言われており、経営面に大きな打撃をもたらしている。
斜里福祉会にあっても高齢者・障害者両事業部門ともに92%を超える稼働状況を回復しているにもかかわらず、将来に係る投資的支出や保守費支出を抑えても、収支は拮抗した状態に留まっている現状にある。
- このような経営的危機感を背景にして、平成29年度の当法人の事業計画は、両事業部門ともに業務遂行に最低限の人員を確保しているとは言え、より一層の人材確保を図り、経営の安定に繋げることである。
また、人員不足を理由として給食調理業務の委託会社の撤退という事態も発生し、食事提供体制の確立も喫緊の課題となっており、考えられる限りのあらゆる手を尽くし、この直面する難題を乗り越えなければならない。
- 法人全体の財務改善についても、その対策を急がなければならない。前述した如く多くの施設が赤字に陥っているにも関わらず、平成29年度へ向けて事業費に充当できる報酬・給付費改正の動きは見られていない。
徹底した経費節減とともに、支出義務経費を除いては支出そのものの見直しも行わなければならない。同時に、利用者の健康管理、事故防止等々の方策を含みながら、利用定員に対する稼働率の向上を図ることによる収支状況の改善を通して、着実かつ安定的な運営を軌道に乗せることである。
さらに、平成30年度の介護報酬・自立支援給付費改正の動向によっては、職員処遇の領域にも検討を加えざるを得ないことも容易に想定される。
- 本格実施となる社会福祉法人制度改革への対応については、各機関の役割変更（役割、職務、要件）、財務規律の変更（役員報酬、会計監査人、余裕財産、必要資金）、地域公益活動（地域貢献事業）などに対して、引き続き法人経営の今後への展望を整理し対応していかねばならない。
- 平成29年度の事業実施にあたっては、以上のような前提を踏まえ、我が法人の経営理念（平成23年4月1日制定の原文を制定趣旨が損なわれないように考慮しつつ下記のように短文風に改定する）や経営の原則を前提として、确实・かつ適正に推進するため本計画に則り、意欲的に取り組むものいたします。

☆☆☆ 経営理念 ☆☆☆

斜里福祉会は

- 人権を最大限に尊重します
- 福祉サービスの創造に努めます
- 人にやさしい豊かな心を大切にします
- 地域福祉の担い手として貢献します

＜ 経 営 方 針 ＞

- (1) 個人の有する能力に応じ、自立した日常生活が営める支援を目指します。
- (2) 質の高いサービスを提供するため、人材育成と環境づくりを目指します。
- (3) リスクマネジメントを確立し、安全・安心な施設運営を目指します。
- (4) 地域とのパートナーシップにより、社会貢献を目指します。
- (5) 積極的な情報発信と事業評価に努め、透明な事業経営を目指します。
- (6) 不断の経営改革により、持続的で活力ある経営を目指します。

Ⅱ. 法人として取り組むべき重点事項

(1) 経営理念等の周知と啓蒙（継続）

改定する旨の周知徹底を図ると同時に、従前同様に法人がどのような方向に発展していこうとしているのかとの理解を深め、役職員が行動を起こす際の基本となるように周知と定着を図ります。

(2) 中期経営計画の策定

- ①障害福祉施策及び高齢者福祉施策の将来像を踏まえたなかで、法人としてどのように中期的な事業展開を行うのかを盛り込んだ具体的な計画として策定する。
- ②計画期間は、平成30年度から平成34年度の5年間とする。
- ③策定にあたっては、今後10年間程度の行方を見据えて策定することとする。
- ④計画書の内容は、現状分析編・経営理念編・事業展開編・財政編等の構成とする。

(3) 人事管理の適正化と人事考課制度の継続実施

①要員管理

- ・採用、異動、退職などの人事管理の適正化に努める。

②人事考課制度等の適正化・定着化を推進

- ・人事管理の適正化、定着化を図る。
- ・中断している人事考課制度、目標管理制度を再構築する。
- ・上司との面接を経て目標を設定し意識付けや役割の明確化を図る。

③賃金格差の是正

- ・実態を把握し、是正について検討する。

(4) 経営職・管理職の職位にある職員の会議・研修の実施（継続）

- ①法人内共通課題に係る意見交換を行う。
- ②事業間の垣根を越えた情報交換を行う。
- ③経営分析（収益性・生産性・人件費分析）を行う。
- ④業績管理（経営状況の定期チェック・目標設定・達成状況）を行う。
- ⑤社会福祉法人制度改革に係る既存事業及び新規事業の見直しと検討を行う。

(5) 資質向上・人材の育成

①人材育成計画に基づいた人材育成

- ・人材育成に係る年次計画を基に、効率的・能率的な人材育成に取り組む。
- ・法人内で実施される各種研修について、事業間を越えて参加体制を組む。
- ・OJT、階層別研修、伝達研修などの研修体系を整備する。

②職員の経営参加意識の醸成

- ・ 経営収支の推移などを周知し経営への関心を高める。
- ・ 定期的な情報提供に努める。

③WEB研修システム（ハイパーテキストシステム）の導入

- ・ 研修費の圧縮傾向への対策としての導入検討を行う。
- ・ 職員階層毎の研修・学習機会としての活用を検討する。

(6) 福祉・介護人材確保に係る広報活動等の強化（継続）

①パンフレット等の作成

②人材確保のため養成校を訪問し要請活動を継続し強化する。

③人材紹介事業者に登録し、斡旋による人材確保に努める。

④ホームページに掲載し、インターネットを活用した募集に努める。

⑤未経験、無資格の就業希望者に対し、資格取得費用等の支援制度を活用し人材の確保を図る。

(7) 広報紙の発行・情報発信

①事業所会報の定期発行

②法人広報紙の発行

法人としての経営状況や事業内容の概要を広く周知するため、(福)斜里福祉会広報紙の年1回発行を継続する。

- ・ 広報紙の発行時期：年1回（11月1日付け発行）。

③電子媒体による情報公開

・ 法人ホームページを活用し、事業の実施状況、各事業所の活動状況、求人情報の掲載など迅速な情報提供を行い、積極的な広報活動に努める。

- ・ ホームページの掲載基準、更新体制の確立を行う。

(8) 地域等との交流推進

①家族会との連携強化

- ・ 利用者の状況や運営状況などのきめ細かい情報提供を行う。
- ・ 必要に応じ、運営規程改正等への理解・協力を求める。

②地域自治会やボランティア団体等との連携強化

- ・ 地域といつも密接な繋がりを持った施設運営をめざす。

③介護技術・支援技術等の地域への還元

- ・ 事業を通じて培った介護技術等の、講演会・研修会・実技指導の開催を目指したい（将来的には地域貢献事業のメイン的な取り組みに発展させたい）。

(9) 地域貢献事業の実施

社会福祉法人制度改正（社会福祉法等の一部を改正する法律案）により、地域における公益的な取り組み（無料又は低額な料金で福祉サービス提供）を実施する責務が規定され、平成28年4月からの先行実施が求められた。

従前からの取り組みであっても、地域貢献事業として認められる事項について次のように列挙し、これを継続するとともに拡充を図っていくものとする。

①社会福祉法人による利用者負担軽減事業

②法定雇用率を超えた障害者雇用の取り組み

③地域の子育てサークルへのキッズルームの開放

- ④ボランティア研修の受け入れ
- ⑤福祉人材（実習生）の受け入れ
- ⑥地域の見守り支援・・・配食サービスにおける安否確認
- ⑦各種審査会等委員への就任
- ⑧災害時における避難所等施設利用に関する協定
- ⑨災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定
- ⑩「就職支援金制度（仮称）」について、改めて指導官庁の見解を求め、地域貢献事業としての実施の道を探る

(10) 職員の健康管理

1) 健康診断に係る対策

- ・職員の定期健康診断結果において、再検査や精密検査等の対象者が多い状況にあるため、職員への食事指導等の生活指導及び定期受診等の指導に取り組む。
- ・指導にあたっては、産業医、管理栄養士、看護師等により実施する。

2) ストレスチェック制度

- ・面接指導に係る医師の確保に難儀をしている状況にある。諸々手立てを講じて平成29年度中の実施に漕ぎつける努力を払うものとする。

3) 施設内禁煙の実施について

- ・「えみある」については、施設内全面禁煙の施設として運営をしている。
- ・その他の施設における禁煙対策については、最終的には敷地内禁煙を目指すものとするが、国や北海道の指導状況、管内等の類似施設の状況を勘案し確定する。

(11) 社会福祉法人制度改革に関する対応

多岐に渡ることとなるが、滞り・失念のないように、加えて当法人の意思が反映されるように取り進めることとする。

1) 平成29年4月施行となる事項（社会福祉法）

- ・社会福祉法人の財務規律の強化
- ・社会福祉法人の経営組織の見直し
- ・離職介護福祉士に対し、届け出を努力義務化

2) 整備すべき事項

①経営組織のガバナンス強化

- ・定款変更（認可済み）
- ・理事選任規程、評議員選任規程、監事選任規程
- ・役員就任承諾書（善管注意義務、忠実義務違反による任務懈怠責任を有する）

②事業運営の透明性の向上

- ・法人ホームページによるメディア戦略の策定
- ・ホームページやパンフレットの刷新

③財務規律の強化

- ・役員報酬規程の作成および公表
- ・社会福祉充実残額の明確化
- ・社会福祉充実残額による社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充計画作成

④地域における公益的な取り組みの実施

- ・地域における生活的弱者への生活支援
- ・地域における未就労者への就労支援

(12) 組織・機構、勤務条件

1) 組織・機構について

○別図に示す

2) 昇格・昇給

①給与規程に則り、平成29年4月1日に在職する正規職員及び準職員に対し、定期昇給を実施する。

②前期同様に、日額臨時職員の賃金増額を図る。

Ⅲ. 法人本部に関する事業計画

(1) 理事会の運営

1) 定例理事会の開催

理事会の定例開催回数を年4回とし、6月、9月、12月、3月に開催とする。

2) 臨時理事会の開催

定例理事会の開催の他、必要に応じて臨時理事会を開催する。

※) 平成29年3月28日からの第15期役員等の任期は、同年6月に開催される定時評議員会までとなる。

(2) 評議員会の運営

1) 定時評議員会の開催

評議員会の定時開催回数を年1回とし、6月に開催とする。

2) 臨時評議員会の開催

定時評議員会の開催の他、必要に応じて臨時の評議員会を開催する。

(11月に上半期報告、3月に次年度事業計画を内容とする方向で検討したい)

※) 新制度での評議員の任期開始

平成29年4月1日より

(3) 監事監査

1) 定期監査の実施

業務執行状況の監査のため、定期監査として四半期毎に(6月、7月、10月、1月)年4回の監査を実施する。

2) 臨時監査の実施

定期監査の他、必要に応じて事業実施状況等に関する臨時の監査を実施する。

(4) 役員研修の実施

1) 理事については、外部研修に参加する方向で検討する。

2) 監事については、外部研修に参加する方向で検討する。

3) 評議員については(役員等を含めて)、講師を招聘して開催する方向で検討する。

4) 研修に要する費用を本部予算に計上する。

(5) 業務委託による会計指導の実施

○会計業務の適正化を図るため、会計事務所による会計業務及び運営指導を業務委託により実施する(月1回の訪問巡回指導に改める)。

○前項に併せ、28年度より継続して、経営分析、業績管理、制度改革に関する指導・支援を業務委託内容に含むものとする。

(6) 役員等・評議員の報酬について

○現時点では、報酬支給を行わず費用弁償で取り扱うこととしているが、報酬としての取り扱いが適切であるとする流れにあり、平成29年6月の定時評議員会および同月開催予定の理事会において取り扱いについて決することとする。